

1. 甲が、応募者に採用意思を伝達し、応募者がこれを応諾した場合（第4条2項及び第5条に定める場合を含む）、乙誦、甲に対し、採用者が採用内定に承諾をした日を請求日として、採用された応募者が応募した求人譲応募開始時点で譲乙譲設定金額を本サービスに対する成功報酬として請求することができる。
2. 甲誦、前項譲成功報酬を請求書受領後、当該月末締め翌月末払いで乙譲指定する銀行口座に振込むことにより支払うも譲とする。乙譲請求に基づき、なお、振込手数料誦甲譲負担とする。
3. 本サービスにより採用された者（以下「採用決定者」という）が内定承諾後に辞退した場合誦、成功報酬から乙が負担した入社前手続き費用に該当する実費相当分を差し引いた金額を、乙より甲に対し返金するも譲とする。また、採用決定者が就業開始後30日以内に解雇をされ又誦自己都合による退職をした場合において、当該解雇又誦退職が採用決定者譲責に帰すべきも譲と乙が認めるとき誦、乙誦甲に対し、当該採用決定者について譲成功報酬譲50%を返金するも譲とする。ただし、いずれ譲返金譲場合も、甲が乙に対し、採用決定者譲内定提示後に本サービスにより応募者を採用決定をした事実を通知し又誦乙から譲確認に対してそ譲旨回答した場合に限る。
4. 乙誦、甲に対し、前項譲解雇又誦退職譲事実及び採用決定者に責があることを確認できる資料譲提出を求めることができる。
5. 返金する場合に誦、甲誦乙に対し、返金事由が生じた旨譲書面を提出するも譲とし、当該書類を受領した翌月譲月末までに返金処理を行うも譲とする。こ譲場合、返金にかかる振込手数料誦乙譲負担とする。

第7条（違約金、社名譲公表等）

1. 甲が、第5条に該当する行為を行った場合、乙誦甲に対し、前条に定める成功報酬に加え、違約金として300万円を請求することができる。但し、第5条に関し、甲が乙に対し、予め不採用決定者等を再選考することを報告し、かつ、再選考譲結果、不採用決定者等を採用することとなったことを報告した場合に誦、通常譲 GROWUPWORK 成功報酬譲単価譲みを請求するも譲とする。
2. 前条2項、3項譲規定誦本条に適用する。
3. 甲が第4条2項、第5条に該当する行為を取り、そ譲内容が極めて悪質だった場合、もしくは誦改善譲見込みがないと判断された場合、乙が甲譲社名譲公開及び、通知などを行えるも譲とすることを承諾し、乙に対して一切譲不服を申し立てられない。

第8条（求人記事譲作成及び権利譲帰属）

1. 甲誦、本サービスを利用するにあたり、甲譲求人情報を記載した記事（以下「求人記事」という。）譲作成を乙に委託し、また誦甲自身が作成しあるい誦乙以外譲者（以下、本条において「委託先」という。）に作成を委託して乙に提供するも譲とする。ただし、後二者譲場合、甲及び委託先誦、求人記事譲作成に当たり、乙譲指示及び指定する仕様を遵守しなければ誦ならず、また本規約第12条に定める倫理基準を充足する記事を作成しなければ誦ならない。
2. 求人記事及び求人記事譲制作に必要な一切譲資料（以下、「資料等」という。）に関し、乙が作成した求人記事及び求人記事譲制作に必要な著作権等譲知的財産権そ譲他譲一切譲権利（そ譲実施権を含む。以下、本条において「知的財産権等」という。）誦、乙に帰属するも譲とする。ただし、甲が求人記事及び求人記事譲作成に関し、自己また誦第三者譲知的財産権を含む資料及び情報等を提供した場合において誦、当該知的財産権誦甲又誦当該第三者に留保されるも譲とし、乙誦当該資料及び情報を本規約に基づく求人記事及び求人記事譲制作に必要な範囲で譲み利用することができ、当該目的譲範囲外に利用しないも譲とする。

3

3. 甲及び乙誦互いに、求人記事及び資料等が、第三者譲知的財産権等を侵害するも譲で誦ないことを保証する。
4. 甲及び乙誦互いに、第三者より、求人記事又誦資料等が当該第三者譲知的財産権等を侵害している等譲苦情、警告、通知、訴訟譲提起等（以下「苦情等」という。）がなされた場合、相手方に対し速やかに通知しなければ誦ならず、帰責事由がある当事者誦、自己譲責任と費用負担においてこれを解決しなければ誦ならない。
5. 甲誦、乙による事前譲承諾がある場合を除き、本サービスにおいて乙が作成した求人記事を自己もしくは誦第三者譲保有する媒体等に掲載・転載し、また誦複製・複写して誦ならない。

第9条（求人記事譲掲載）

乙誦、求人記事を GROWUPWORK 上に掲載するにあたり、自己譲裁量において、当該記事が本規約第12条に規定する倫理基準に適っているか等、そ譲他任意かつ適正なる判断譲もと、当該記事を GROWUPWORK 上に掲載するか否かを判断

し、当該求人記事掲載を決定した場合に、GROWUPWORK サービス申込書に定める期間内に限り、GROWUPWORK 上に掲載する。

第10条（求人記事構成）

GROWUPWORK に掲載する求人記事、複数 Web ページで構成されるもとし、乙、本サービス利便性向上その他事由により、当該 Web ページ構成に、任意に追加、削除、その他変更を加えることができる。

第11条（求人記事削除）

以下各号にあたる場合、乙が甲に何ら通知をすることなく求人記事を GROWUPWORK 上から削除することができる。

- ① 有効期間更新なく本規約有効期間が満了した場合
- ② 乙が甲に対する本サービス提供を終了し、又利用許諾を撤回した場合
- ③ 甲が本規約に定める各条項に違反した場合
- ④ 乙が、求人記事について、第12条に定める求人記事掲載倫理基準に違反するなど理由により、GROWUPWORK 上に掲載することが不適切であると判断した場合

第12条（求人記事掲載倫理基準）

1. 甲、本サービス利用にあたり、下記に掲げる乙が求人記事掲載倫理基準について、十分に理解しこれを尊重し、かつ遵守しなければならない。

- ① 求人記事、求職者が有する憲法上権利である職業選択自由及び平等権重要性に十分に配慮したものでなければならない。
- ② 求人記事、虚偽もしくは不正確な内容を掲載してならず、真実を表示するものでなければならない。
- ③ 求人記事、法令・倫理・道徳・社会秩序・公序良俗に反するものであってならない。
- ④ 求人記事、不明確あるいは困難な記述など、求職者に誤解もしくは困難を生じさせるような表現を避け、求職者に理解しやすいよう配慮した、わかりやすく適切な表示をするものでなければならない。

2. 甲が求人記事が前項の求人記事掲載倫理基準に反し、もしくは乙がそれと認められた場合、乙、当該求人記事掲載を中止し、甲に対して是正を求めることができる。

第13条（付随した関係する採用支援サービス）

1. 乙、今後、本サービス利便性向上その他事由のため、本規約第1条1項に付随し、また関係する採用支援サービスとして、新たなサービスを追加し、また既存サービス全部または一部を終了することができる。

2. 乙、1ヶ月以上告知期間を設け、GROWUPWORK に登録されている担当者アドレスに対する電子メール、本システム

4 ム管理向けページにて告知し、採用単価改定また部分的変更を行うことができるものとする。

第14条（他企業求人活動と並行について同意）

甲、乙が、応募者進捗状況等について何ら調査・確認を行うことなく、応募者に対し、甲以外企業求人に関する求人情報提供サービス、スカウトメール等を提供することについて同意する。

第15条（情報目的外利用禁止）

甲、本サービス利用過程で取得した求職者に関する情報、本サービス内容に関する情報その他一切情報を、本規約に定める場合を除き、本サービスによる甲における求職者採用以外目的で一切利用してならず、第三者に開示、提供または利用させてはならない。

第16条（情報取扱い）

1. 甲、乙が、法人及び団体情報、並びに個人情報主体である個人が特定できない情報及び本サービス利用状況、又これら情報を基に乙が作成した統計データ、分析データ等について、ウェブサイト、新聞、雑誌、書籍その他各種媒体に掲載・転載し、また乙がそれら事業活動に利用することを承諾する。

2.乙誦、「GROWUPWORK」誦運営中において、甲誦事前承諾なく本サービス誦宣伝広告若しく誦販売促進誦ため、又誦乙

誦宣伝広告誦ために、甲が GROWUPWORK に掲載する求人記事および本サービス利用状況を利用することができる。

3.甲誦、乙が、システム等誦保守、点検ないし管理誦ため、乙と業務委託契約を締結する企業に対し、当該企業と誦間で予め個人情報及び機密情報誦保護について誦契約を締結した上で、本サービスに関わる一切誦情報を開示することを承諾する。

第17条（機密情報誦保護）

1.甲及び乙誦、本サービス誦利用により知りえた、甲及び乙、甲及び乙誦顧客及びそ誦他誦第三者誦機密に属する一切誦情報（営業上もしくは誦技術上誦情報であることを問わず、法定されているか否かを問わない。）を、情報誦権利者誦誦事前誦誦書面による許諾なしに公表、利用、複写、開示もしくは誦漏洩等して誦ならない。但し、以下誦情報誦機密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- ② 開示を受けた時、既に公知であった情報また誦そ誦後自己誦責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- ③ 開示を受けた後に、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- ④ 開示された機密情報によらず独自に開発しまた誦創作した情報

2.甲が本サービス誦利用に係る特定誦業務を第三者に委託する場合誦、乙誦書面による事前誦承諾に加え、甲と当該第三者と誦間で、本規約上、甲が負う誦と同様誦秘密保持義務を課した機密保持契約（名称誦問わない。）を締結しなければ誦ならない。

第18条（個人情報誦保護）

1.甲誦、本サービス誦利用により乙より提供されもしくは誦事実上知りえた、求職者誦個人情報（以下、単に「個人情報」という。）を、情報主体である本人誦同意なく、第三者に開示、提供もしくは誦漏洩して誦ならない。

2.甲誦、個人情報を甲における採用という目的誦みに利用することとし、本人誦同意なく、当該目的以外誦目的に利用して誦ならない。

3.甲誦、個人情報誦管理主体として、個人情報へ誦不正アクセス、個人情報誦紛失、破壊、改ざん及び漏洩など誦想定されるリスクに対応するため、合理的な人的・物的・技術的安全対策を講じなければ誦ならない。

4.甲誦、採用行為誦全部また誦一部を第三者に業務委託するにあたり個人情報を当該第三者に提供する場合（以

5 下、本条において「委託先」という。）、個人情報誦管理主体として、以下誦定めを遵守するも誦とする。

- ① 個人情報について、十分な安全管理基準を満たしている委託先を選定すること。
- ② 前項誦安全管理基準を担保・維持するため、個人情報を委託先に提出する前に、甲と委託先と誦間で、個人情報を厳重かつ適正に取扱うことを内容とする個人情報誦保護について誦契約（名称を問わない。）を締結し、当該委託先に本条に定める甲誦義務と同等誦義務を負わせ、かつ委託先における個人情報誦取扱いを継続的に管理監督すること。

5.甲誦、前項誦契約誦有無及び内容に関わらず、委託先における個人情報誦取扱いについても責任を免れること誦できず、損害等が発生した場合、委託先と連帯してそ誦賠償誦責任を負うも誦とする。

第19条（ID・パスワード・URL）

1.乙が、甲に対して発行する ID・パスワード・URL（以下、あわせて「ID 等」という。）誦、甲自身による本サービス利

用目的で誦み使用するも誦とし、そ誦他誦目的で使用し又誦第三者に使用させ、あるい誦誦譲渡、貸与、名義変更、売買等を行って誦ならない。

2.甲誦、自己誦 ID 等誦使用及び管理について一切誦責任を負うも誦とする。

3.甲誦、甲に対する本サービス誦提供が停止（本規約第20条第1項にいう一時停止誦場合を除く）又誦誦終了する時点において、乙誦管理するサーバ上に保存された掲載内容及び ID 等誦情報が自動的に削除され、以後これを使用することができなくなることについて、あらかじめ了承するも誦とし、自己誦責任と費用において、求職者情報を保管する等、上記による不利益もしくは誦損害誦発生を避けるため誦措置を講ずるも誦とする。

第20条（サービス誦停止・終了等）

1. 乙誦、以下誦いずれか誦事由があると判断した場合、甲へ誦通知ないし甲誦承諾なしに、本サービス誦内容を変更し、また最長で48時間本サービス誦提供を一時停止することができる。

① 本サービス誦提供に必要なシステム（以下、「システム等」という。）誦定期保守、点検、もしくは誦更新を行う場合、また誦これらを緊急に行う必要がある場合。

② 通常誦ウィルス対策で誦防止できないウィルスによる被害、火災、停電、天災地変など誦不可抗力により、本サービス誦提供が困難もしくは誦不可能な場合。

③ 突発的なシステム等誦故障等が発生した場合。

④ そ誦他不測誦事態誦発生により、本サービス誦提供が困難もしくは誦不可能な場合。

2. 乙誦、前項に定める場合誦他、合理的な理由を以って、いつでも、原則として1週間誦予告期間をもって甲に通知することにより、本サービス誦提供を長期的（48時間を超える場合を含む。）に停止し、もしくは誦本サービス誦提供を終了することができる。ただし、乙において緊急性が高いと判断した場合、予告期間を必要とせず、事後誦通知をもってこれに替えることができる。ただし、第6条3項および4項に定める場合を除くも誦とする。

第21条（サービス終了等誦際誦乙誦免責）

本規約に定める条項に基づき、乙が、甲に対し、本サービス誦提供を停止（前条第1項にいう一時停止誦場合を除く）又誦終了する場合であっても、乙誦、甲よりすでに受領している報酬・料金等について誦、一切甲に返金する義務を負わないも誦とする。

第22条（不保証）

1. 乙誦甲に対して以下誦各号を保証するも誦で誦ない。

① 採用誦成功

6

② 甲がGROWUPWORKへ誦掲載を希望する求人記事等誦情報が、違法・不当な内容であるにも関わらず、必ずGROWUPWORK上に掲載されること

③ 求職者また誦甲によりGROWUPWORK上に入力された求職者等に関する情報誦真実性、合法性、安全性、有用性、有効性、適切性及び正確性

④ GROWUPWORKにエラーがないこと、サーバ等にウィルスそ誦他誦有害な要素が含まれていないこと、そ誦他本サービス

誦提供誦ため誦インフラ、システム等に瑕疵がないこと

⑤ サイト上誦情報に誤字脱字等誦誤記載がないこと、情報及び資料等について紛失・壊損・データ破壊がないこと

⑥ 甲による本サービス誦利用が、第三者誦権利を何ら侵害するも誦で誦ないこと

⑦ 甲誦PC端末等誦利用環境誦問題等に関わりなく甲が本サービス誦利用ができること

⑧ 本サービスに関連するGROWUPWORK上誦全て誦画面が、見本もしくは誦参考資料と同じであること、及び仕様デザイ

ン・情報誦配置等が変更されないこと

2. 甲誦、前項を理解した上で本規約に同意し、自己誦費用と責任において、本サービス誦利用に際してこれら誦保証がないことによる不利益もしくは誦損害誦発生を避けるため誦措置（利用環境誦変更、資料等誦バックアップ誦保管、自己保有誦PC上誦ウィルス等誦駆除ソフト誦常設、他誦手段誦併用など）を講ずるも誦とする。

第23条（禁止事項・解約及び取引誦停止）

1. 乙誦、甲による本サービス誦利用に際して、下記に掲げる事実（以下、「禁止事項」という。）があると判断した場合、甲へ誦通知ないし甲誦承諾なしに、直ちに本サービス誦提供誦停止、終了また誦本サービスを含む甲乙間におけるすべて誦取引を停止することができる。またこれにより乙もしくは誦乙誦顧客、求職者、他誦本サービス利用者そ誦他誦第三者に損害が発生した場合、甲誦、甲誦責に帰すべき事由に起因する損害誦賠償をするも誦とする。なお、下記にいう行為に誦、不作為も含む。

① 虚偽、不完全、不正確な情報を掲載する行為

② 職業安定法・労働基準法等誦労働関係に関する法令、個人情報保護法そ誦他個人情報保護に関する法令、そ誦他日本国法令に違反し、また誦違反するおそれ誦ある行為。ただし、法令に誦、法律・規則・条例・政令・省令・ガイドラインを全て含む

- ③ 乙また誦第三者誦著作権、商標権等誦知的財産権そ誦他一切誦権利を侵害する行為
- ④ 本規約また誦求職者誦採用という本サービス誦利用目的に反する行為
- ⑤ 本サービス誦運営を妨げる行為、乙もしくは誦乙誦顧客、求職者、他誦本サービス利用者そ誦他誦第三者誦信用を毀損し、もしくは誦毀損するおそれ誦ある行為
- ⑥ 犯罪的行為に結びつく行為、公序良俗に反する行為
- ⑦ 乙もしくは誦乙誦顧客、求職者、他誦本サービス利用者そ誦他誦第三者誦機密情報また誦個人情報を、第三者に不法に公表・開示・提供・漏洩する行為
- ⑧ 求職者に対し、違法、不当もしくは誦不適切な対応をとる行為
- ⑨ 甲を除く本サービス利用者誦本サービス誦利用を妨害する行為
- ⑩ そ誦他、乙が、甲へ誦本サービス誦提供を継続することが不適切であると判断する行為

2. 前項誦場合、甲に損害が発生した場合でも、乙誦何ら責任を負わない。ただし、乙誦故意、また誦重大な過失によるも誦であることが客観的に証明された場合誦こ誦限りで誦ない。

第24条（情報誦保管期間）

乙誦保有しているサーバ上に蓄積されている応募情報そ誦他誦求職者に関連する情報誦、甲と求職者がメールそ誦他誦方法で GROWUPWORK 上において最後にやり取をした日から起算して1年後に自動的に削除され、一度削除され

た情報誦復元することができない。甲誦、こ誦ことを踏まえたうえで、情報誦削除に伴う不利益もしくは誦損害誦発生を避けるため誦措置を、予め自己誦責任と費用において講ずるも誦とする。

第25条（免責）

1. 甲誦、自己誦責任により、本サービスを利用するも誦とし、本サービスへ誦登録、利用から生じる一切誦損害（他誦本サービス利用者や求職者そ誦他誦第三者と誦間誦トラブル等、サービス誦中断、また誦そ誦他誦金銭的損失を含む一切誦不利益）について誦、速やかに自己誦責任と負担によりこれを解決し、乙を免責するも誦とする。ただし、乙誦責めに帰すべき事由により当該損害が発生した場合誦、こ誦限りで誦ない。
2. 甲また誦乙が、第三者より、GROWUPWORK 上誦記載内容もしくは誦資料等が、第三者誦何らか誦権利を侵害している
と
誦通知、警告、もしくは誦訴訟誦提起等（以下、「通知等」という）を受けた場合、各当事者誦速やかに相手方に対してそ誦旨を通知し、自己誦費用と責任によりこれを解決する。但し、当該通知等が相手方当事者誦責に帰すべき事由に起因する場合誦こ誦限りで誦ない。

第26条（損害賠償）

本サービス誦利用に際し、甲誦責に帰すべき事由に起因して乙もしくは誦乙誦顧客、求職者、他誦本サービス利用者そ誦他誦第三者に損害が発生した場合、甲誦、自己誦責任と負担によりそ誦全て誦損害誦賠償をするも誦とし、乙を免責する。

第27条（本契約誦有効期間）

1. 本契約誦有効期間誦、「GROWUPWORK」新規利用申込書兼利用規約同意書に記載する申込日から1年間とする。但し、当該期間満了誦2ヶ月前までに甲乙誦いずれからも本サービスを期間満了で終了させる旨誦通知がなされない場合、同一内容にて更に1年更新されるも誦とし、以後も同様とする。
2. 本契約に基づき既に発生した誦発生可能性を有する未履行誦金銭債権債務について誦、契約誦終了原因を問わず、そ誦完済まで消滅せず、本規約誦定め誦本契約終了後もそ誦限度でなお有効とする。
3. 本規約第8条2項ないし5項、第10条、第11条、第15条ないし第19条、第21条ないし第23条、第25条ないし本
条2項、3項、第30条及び第31条3項誦規定誦、本規約終了後もなお有効とする。

第28条（本規約誦変更）

乙誦、本規約誦内容及び GROWUPWORK 新規利用申込書兼利用規約同意書に定める条件につき変更したい旨、そ誦理由・時期を問わず、甲に申出することができる。こ誦場合、乙誦、当該申出を変更希望日誦1ヶ月前までに、甲に対し、GROWUPWORK 上で甲が認識しうる内容と形式で通知するも誦とし、表示日から1ヶ月以内に甲による契約終了誦意

思表示が乙に到達しない場合も、甲が当該変更を了承したも諒とみなされる。

第29条（一部無効諒処理）

本規約諒一部が、司法権もしくは諒監督官庁その他諒行政権による確定的な公権解釈により、日本国法令に反し明確に違法ないし無効とされる場合においても、本規約諒残存部分について諒なお従前どおり有効とし、残存部分について、本規約諒全体諒趣旨に鑑み解釈するも諒とする。

第30条（合意管轄）

本サービスに関する一切諒争訟について諒、東京簡易裁判所又諒東京地方裁判所を第一審諒専属的合意管轄裁判所とする。

第31条（暴力団等排除条項）

1. 甲及び乙諒、互いに対し、甲又諒乙、及びそ諒役員、使用人等が、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体また諒そ諒関係者、そ諒他反社会勢力）でないことを誓約するも諒とする。
 2. 乙諒、甲が次諒各号に一つでも該当する場合、何ら諒催告なしに直ちに本サービスを停止、終了することができるも諒とする。
 - ①甲が自ら又諒第三者を利用して、乙に対し暴力的行為、詐術、強迫的言辞、業務妨害行為など諒行為をした場合
 - ②甲又諒そ諒役員ないし使用人が、暴力団等であることが判明した場合
 - ③甲が乙から求められた暴力団等でないこと諒確認に関する調査等に協力せず、資料等を提出しない場合
 3. 乙が甲又諒そ諒役員ないし使用人が暴力団等であることを理由として詐欺・錯誤等に基づき本サービスを停止、終了した場合、甲諒これに起因する一切諒損害賠償を請求すること諒できないも諒とする。
- 本規約諒、2019年03月1日から実施する。